

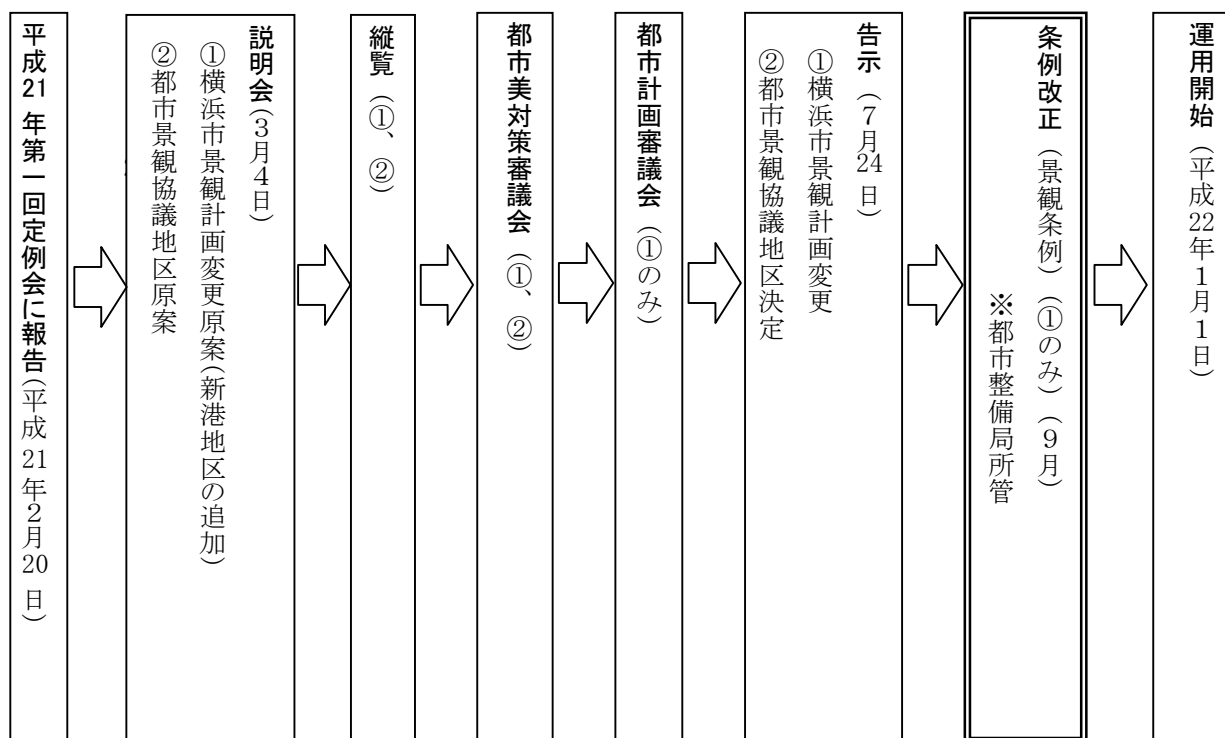
みなとみらい21新港地区における景観形成の取り組みについて

本年2月の経済観光・港湾委員会で報告しました、新港地区を本市景観施策の対象地区に加えることに伴う「横浜市景観計画の変更」及び「都市景観協議地区の策定」について、7月24日に告示がなされました。

あわせて必要となる「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」の改正については、所管する都市整備局が現在開会中の平成21年第3回定例会に上程しています。

港湾局では、平成11年から運用してきた現行の「みなとみらい21新港地区 街並景観ガイドライン」につきましても、これらの内容に即したものに改定し、平成22年1月1日から運用を開始する予定です。

(参考) 策定までの経過



■ 手続きが必要な行為

【景観計画】届出対象行為

※次の行為を行う場合は、原則として工事着手の30日前までに横浜市への届出が必要です。

- ①建築物・工作物の新築、増築
 - ②建築物・工作物の外観変更を伴う増築、改築
 - ③建築物・工作物の外観変更(見付面積の合計)が10㎡以上の修繕、模様替え、色彩変更
 - ④特定照明
- ※屋外広告物に関する景観計画の規定は、屋外広告物条例に基づく規格となります。(景観計画の届出は不要ですが、都市景観協議は必要です。)

【都市景観協議地区】都市景観協議が必要な行為(都市景観形成行為)

※次の行為を行う場合は、設計の早い段階で横浜市との協議が必要です。

- ①建築物・工作物の新築、増築
- ②建築物・工作物の外観変更を伴う増築、改築
- ③建築物・工作物の外観変更(見付面積の合計)が10㎡以上の修繕、模様替え、色彩変更
- ④特定照明
- ⑤屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の掲出

■協議にあたり、横浜市都市美対策審議会の意見を聴く行為(特定都市景観形成行為)

【A地区】

- ①高さが31mを超える建築物の新築又は移転
- ②建築物の高さが31mを超える部分の外観変更(見付面積)が過半となる増築、改築、修繕、模様替え、色彩変更
- ③最上部高さが地上31mを超える工作物の新設、増築、移転、外観変更を伴う改築
- ④最上部高さが地上31mを超える工作物の外観変更(見付面積)が過半となる増築、改築、修繕、模様替え、色彩変更

【B地区】

- ①高さが20mを超える建築物の新築又は移転
- ②建築物の高さが20mを超える部分の外観変更(見付面積)が過半となる増築、改築、修繕、模様替え、色彩変更
- ③最上部高さが地上20mを超える工作物の新設、増築、移転、外観変更を伴う改築
- ④最上部高さが地上20mを超える工作物の外観変更(見付面積)が過半となる増築、改築、修繕、模様替え、色彩変更



■ お問い合わせ先

横浜市港湾局企画調整課再整備調整担当
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
TEL:045-671-7342 FAX:045-671-7310

みなとみらい21新港地区 街並み景観ガイドライン【概要版】

平成22年1月1日
施行予定

このリーフレットは、「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」の概要版です。「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」はホームページからダウンロードできます。



■ ガイドラインの位置づけと対象区域

横浜市では、平成16年の景観法制定を受け、平成18年に「横浜市景観ビジョン」と「横浜市魅力ある都市形成の創造に関する条例」(以下「景観条例」という)を制定し、平成20年4月1日から関内地区・みなとみらい21中央地区を対象に景観法に基づく景観計画を定めるとともに、景観条例に基づく都市景観協議地区に位置づけ、新たな都市景観制度の運用を開始しました。

これらに続く3番目の地区として、みなとみらい21新港地区を都市景観制度の対象地区とするものです。あわせて平成11年から新港地区の街づくりの協議指針として運用してきました現行の「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」については、内容を景観計画、都市景観協議地区での規定に基づくものに改定します。

※景観条例改正の手続きを経て最終的に確定します。

みなとみらい21新港地区 街並み景観ガイドライン
(平成11年策定)

改定

みなとみらい21新港地区 街並み景観ガイドライン

景観計画
(景観法)

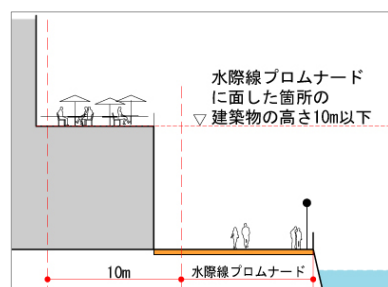
都市景観
協議地区
(景観条例)

対象区域
みなとみらい21
新港地区



方針1 みなとの情景の演出

- ①海に向かってゆとりを持ち、連続性を感じられる街並みをつくります。
- ②開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくります。



【景観計画】
水際線プロムナード沿いの建物高さを規定



【都市景観協議地区】
ゆとりある水際空間の演出を行うよう規定

方針2 歴史の継承

- ③歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守ります。
- ④歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくりま



【景観計画】
赤レンガ倉庫への見通し景観を確保する外壁面の位置を規定



【景観計画】
赤レンガ倉庫と調和する外壁の色彩の範囲を規定

方針3 “島”としての個性の演出

- ⑤歴史やみなとらしさを活かしたシーケンス景観をつくりま
- ⑥歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくりま
- ⑦周辺地区からの見下ろし景観を意識し



【景観計画】
島の玄関として特徴づける橋梁の形態意匠を規定



【景観計画】
秩序ある広告景観を形成するよう広告物の規格を規定

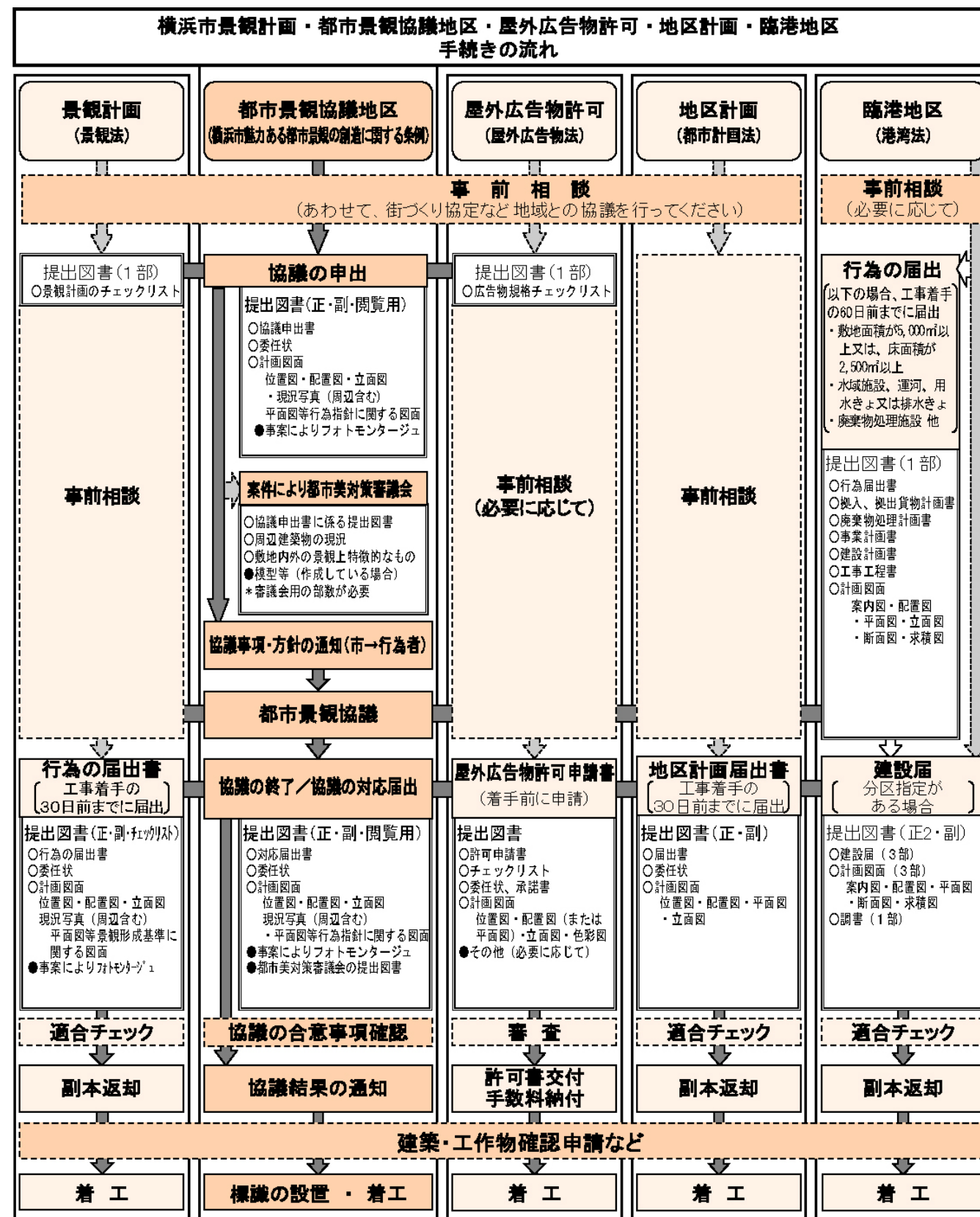


【景観計画】
見下ろし景観に配慮し、屋上に設置する設備等の修景を規定



【都市景観協議地区】
活気ある街並みとするため、建物低層部の機能、形態、外構を規定

※具体的な制限の内容等は、「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」、または、窓口でご確認ください。



「協議の申出」から「協議結果の通知」までに通常要すべき標準的な期間は50日です。ただし、特定都市景観形成行為の場合は、60日です。なお、この期間は協議の状況により前後するものです。